



江町環第7号

一般廃棄物処理業 許可証

住 所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番地1
氏 名 株式会社 イワフチ 代表取締役 岩渕 慶太

江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行規則 第4条の規定により
令和6年2月26日付けの申請については条件を付して下記のとおり許可する。

令和6年4月1日

江北町長 山 田 恭 輔



記

事業の区分	一般廃棄物の収集運搬
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
器具器材の種類及び数量	別紙申請のとおり
作業区域	江北町全域
許可期限	令和8年3月31日

許可の条件

- (1) 一般廃棄物の収集車は、タンク式、パッカー式、又はコンテナ式のものを
使用する場合は必ずシートで覆うこと。
- (2) 流出又は悪臭が漏れる恐れのある一般廃棄物を運搬する際は必ず密閉で
きる容器を使用する。
- (3) 洗車設備を確保し、収集車を常に清潔に保持すること。
- (4) 一般廃棄物収集運搬業の業務を休止、又は廃止したときは、直ちに町長
に届け出なければならない。

注 法第7条の3項1項に該当する場合ほか、次の各号の一に該当するときは、
期間を定めてその事業の全部、又は一部の停止を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 令第3条に定める基準に適合しなくなったとき。